

件名：飼料業者情報共有システム入力業務（労働者派遣）

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

飼料業者情報共有システム 入力業務仕様書

1 目的

農林水産省本省の職員の執務のための飼料業者情報共有システム（以下「本システム」という。）への飼料業者等の届出情報の入力及び付帯業務を行うことを目的とする。

2 派遣場所

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（本館4階）
東京都千代田区霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館

3 派遣期間

平成24年4月2日から平成25年3月29日までとする。但し、勤務日は、派遣期間内のうち「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める休日（以下「指定休日」という。）を除くものとする。

4 派遣労働者の業務内容

受注者は、上記3の派遣期間において、以下の業務を行う者（以下「派遣労働者」という。）1名を上記2の派遣場所に派遣するものとする。

- (1) 飼料業者等の各種届出内容の本システムへの入力及び精査
- (2) 飼料業者等の各種届出の整理
- (3) 上記業務に付帯する業務

5 派遣労働者の満たすべき条件

派遣労働者は、以下の条件を満たす者とする。

- (1) システムへのデータ入力の実務経験を有すること。
- (2) マイクロソフト社製のExcel及びWordの実務経験を有すること。

6 派遣労働者の勤務条件等

- (1) 勤務時間は、10時00分から18時00分まで（休憩時間60分間を含む。）とする。
- (2) 上記(1)の勤務時間を超過する勤務は通常行わないが、監督職員の指示により時間外勤務を行った場合の当該勤務に係る単価は、1日の実労働時間が7時間を越えた場合は基本単価の25%増とする。なお、この場合であっても、22時00分までには業務を終了するものとする。時間外勤務は15分単位とし、割増単価に端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (3) 派遣労働者は、指定休日以外に休暇を取得しようとする場合は、急病等によりやむを得ないと認められる場合を除き、事前に監督職員あてに事由を記した書面を提出するものとする。派遣労働者が休暇を取得した場合、受注者は、監督職員から代替要員の派遣の求めがあった場合は、これを派遣するものとする。

なお、代替要員については、受注者の責任により、本システム入力業務に支障のない者とする。

7 本システム入力業務に利用・使用する設備等

- (1) 派遣労働者は、業務遂行のために必要となる以下の設備等は無償で利用・使用できるものとする。
 - ①本システム
 - ②農林水産省が必要と認める設備、什器及び消耗品
- (2) 派遣労働者は、上記7(1)の設備等を監督職員の指導の下適切に取り扱うものとする。なお、派遣労働者の故意又は重大な過失によりこれらの設備等に損害があった場合は、受注者においてこれを賠償するものとする。

8 その他

- (1) 受注者及び派遣労働者は、業務上知り得た秘密を派遣期間にかかわらず漏洩してはならない。
- (2) 受注者は、取扱者が業務を遂行するうえにおいて必要な法令上の一切の手続き、届出等を自己の負担において行うものとする。特に、派遣労働者の社会保険加入手続きは必ず行い、加入手続き完了後速やかにその事実を確認できる書面を監督職員あて提出するものとする。
- (3) 派遣労働者は原則として派遣期間を通じて同一の者とする。受注者は、派遣労働者を派遣期間中にやむを得ず交代させようとする場合は、事前に監督職員あてに事由及び新たに派遣しようとする者が上記5の条件を満たすことを確認できる書面を提出し、承諾を得るものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項は、「労働基準法」(昭和22年法律第49号)及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件に関する法律」(昭和60年法律第88号)に準ずるほか、発注者・受注者双方の協議により決定するものとする。